

07. 32

特許法又は実用新案法の規定による手数料等の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予について（特・実）

1. 減免又は猶予の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄の要件に該当する者が減免又は猶予に係る申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う（特109条、195条の2、実32条の2、54条8項、特施令14条、16条、実施令3条、手数料令1条の2、1条の4、2条の2）。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. その事業を開始した日以後10年を経過していないこと	1 / 2 に軽減
	カ. 資力の乏しい法人	1 / 2 に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)

	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. その事業を開始した日以後 10 年を経過していないこと	1 / 2 に軽減
	カ. 資力の乏しい法人	1 / 2 に軽減
(3) 実用新案技術評価の請求の手数料 実用新案技術評価の請求の手数料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
(4) 第 1 年分から第 3 年分までの実用新案登録料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	3 年間猶予

2. 申請書に添付する証明書等

(1) 個人の場合 (特・実)

「表 2」の要件ア. からオ. までのいずれかに該当する個人 (注 1) が、申請書に添付すべき証明書は、同表の右欄に掲げるものである (特施令 15 条、手数料令 1 条の 3、特施規 74 条、手数料令 2 条の 2 第 2 項、実施令 3 条 2 項)。

「表 2」

要件	証明書
ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ. 市町村民税が課せられていないこと (注 2)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ. 所得税が課せられていないこと (注 3)	所得税非課税証明書 (写しも可)
エ. 事業税が課されていないこと (注 4)	事業税に係る納税証明書 (写しも可)
オ. その事業を開始した日以後 10 年を経過していないこと	事業開始届の写し

(注 1) 実用新案技術評価の請求の手数料の減免及び第 1 年分から第 3 年分までの実用新案登録料の減免又は猶予については、「表 2」の左欄に掲げるア. からウ. までのいずれかの要件に該当する個人 (考案者又はその相続人である場合に限る。) が対象となる。

また、申請をする者が考案者の相続人の場合は、戸籍謄本及び住民票の提出を要する。なお、複数の法定相続人がいる場合であって、出願をする際に法定相続人の全員が出願人となっていないときは、出願前に遺産分割

の協議が整った上での出願であるものとして、遺産分割協議書の提出は要しない。

(注2) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること（手数料令1条の2第1号ロ、特施令14条1号ロ、特施規70条1項、2項）。

(注3) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること（手数料令1条の2第1号ハ、特施令14条1号ハ、特施規70条1項、3項）。

(注4) 非居住者については、所得税法第26条及び第27条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が290万円以下であること（手数料令1条の2第1号ニ、特施令14条1号ニ、特施規70条4項、5項）。

(2) 法人の場合（特）

「表3」のア.からウ.までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付すべき証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである（特施令15条、手数料令1条の3、特施規74条6号）。

「表3」法人の類型別に満たすことが必要な要件及び証明書

法人の類型	要件及び証明書			
	ア. 資本金3億円以下であること (注1)	イ. 法人税が課せられていないこと又は設立の日以後10年を経過していないことのいずれか a. 法人税が課されていないこと b. 設立の日以後10年を経過していないこと	ウ. 他の法人に支配されていないこと (注3)	
会社 株式会社 特例有限会社 合同会社 合名会社 合資会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書（写しも可） (注2) (注4)	定款又は法人登記事項証明書	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿 (注4)
一般財団法人・ 一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同上	同上	不要

協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	同上	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿 (注4)
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同上	同上	不要

(注1) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(手数料令1条の2第2号イ、特施令14条2号イ、特施規71条1項)。

(注2) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。

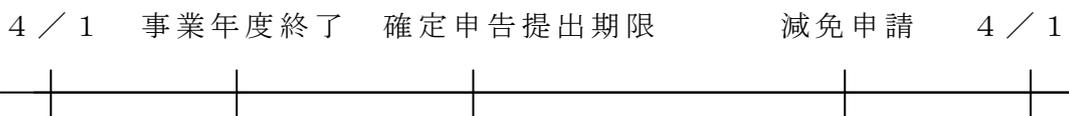
(注3) 他の法人に支配されていないこととは以下のa.及びb.に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令14条2号ハ、特施規71条3項)。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

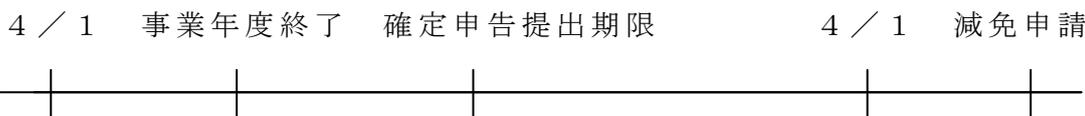
b. 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

(注4) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとするが、具体的には次のとおり。

a. 事業年度の終了と確定申告期限後の減免申請が同一年度中になされる場合→(同年度分の法人税確定申告書)



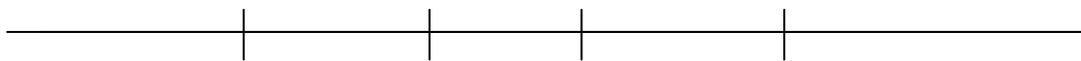
b. 事業年度の終了日と確定申告期限後の減免申請の間に年度が変更する場合→(前年の法人税確定申告書)



c. 事業年度の終了日と確定申告期限の間に年度の変更及び減免申請がな

される場合→（前々年分の法人税確定申告書）

事業年度終了 4 / 1 減免申請 確定申告提出期限



（新規平成25・6）